

●香川県公安委員会告示第6号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定に基づき犯罪被害者等早期援助団体として指定した法人の代表者の氏名の変更について、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成27年5月8日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

名 称	代 表 者 の 氏 名		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
公益社団法人かがわ被害者支援センター	理事長 木村 大三郎	理事長 安西 敦	平成27年4月20日